雇員・パートタイム社員 就業規程

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日	
1.0	新規(細則から規程に変更)	2015. 04. 01	
2. 0	第2条 (勤務時間) (2) (1) 以外の者について、パートタイム社員の勤務時間を見直し	2015. 08. 21	
3. 0	年次有給休暇の基礎となる出勤日数算出の見直し(第4条) 法定外特別休暇の見直し(第5条) 退職条件の見直し(第12条)	2016. 11. 01	
4. 0	運用管理者およびキャッシュサービスセンタースタッフの勤務時間を削除(第2条) 雇員の勤務時間から「10時45分~19時」を削除(第2条) 年次有給休暇の取得有効期間を追加(第4条) 年次有給休暇の前年度の出勤日数が所定労働日数の8割未満の者の繰り越しはしないを削除(第4条) 契約期間に定めのない雇員・パートタイム社員の雇用契約期限の追加(第10条) 無期労働契約への転換について追加(第14条)	2018. 01. 01	
4. 1	元号改正に伴う改正(様式1, 2)	2019. 05. 01	
4. 2	パートタイム・有期雇用労働法施行(2021.04.01)施行に伴う見直し契約期間の見直し(第3条)勤務形態の追加(第4条)法定外特別休暇の見直し(第6条)年次有給休暇の付与時期、有効期間、繰越日数の見直し(第7条)傷病欠勤・事故欠勤の追加(第10条)休職内容の見直し(第11条)退職の削除(第12条)	2021. 04. 01	
4.3	夏期休暇廃止に伴う年次有給休暇の付与日数の見直し(第7条)		

目 次

第	1条	目的	1
第	2条	勤務時間	1
第	3条	契約期間	2
第	4条	293797 12 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1
第	5条	法定休日・法定外休日	1
第	6条	法定外特別休暇	1
第	7条	年次有給休暇	1
第	8条	給与	1
第	9条		2
第1	0条	傷病欠勤・事故欠勤	2
第1	1条	休職	2
第1	2条	採用手続	2
第1	3条	試雇期間	2
第1	4条	表彰	2
第1	5条	無期労働契約への転換	2

雇員・パートタイム社員就業規程

規程番号 1004-0000-00-規制 定日 2015年 4月 1日 改正日 2024年 4月 1日

(目的)

第 1条 この規程は、就業規則第3条に基づいて、雇員・パートタイム社員に優先適用する事項について定める。

(勤務時間)

第 2条 雇員・パートタイム社員の勤務時間は、原則として次のとおりとし、各個別の契約において 定める。

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
	8時30分	16時45分	
雇 員	8時45分	17時00分	12時から13時まで
	9時45分	18時00分	
パートタイム 社員	8時30分(*)	18時00分(*)	12時から13時まで

(*):会社が必要と認めた場合において、8時30分から18時の間で、7時間15分を限度とする。

(契約期間)

- 第 3条 雇用契約の期間は原則として1年以内とする。
 - 2 雇用契約期限は原則として3月31日とする。
 - 3 会社は、就業規則第48条の3号に該当する者を65歳の誕生日から最初に迎える3月31日まで、ただし、4月1日生まれの者は前日の3月31日まで、雇員またはパートタイム社員として定年後も継続雇用する。なお、雇用契約期間は1ヵ年(有期労働契約)とする。

(勤務形態)

- 第 4条 雇員の勤務形態はフルタイム勤務とする。定年退職後継続雇用した雇員についてはフルタイム勤務または週4日勤務とする。パートタイム社員の勤務形態は、本人と会社との間で決定する。
 - 2 週4日勤務における休日は、土曜日、日曜日の他、月曜日から金曜日のうち1日を指定休日 とし、曜日は固定する。なお、土曜日を除く法定外休日と重なる場合の休日の振替は行わない ものとする。指定休日については雇用契約締結時に配属予定部署と相談のうえ決定することと し、原則雇用契約期間中は変更しないものとする。
 - 3 勤務形態は、当該雇員、パートタイム社員の希望や会社都合により年度ごとに選択できるものとする。

(法定休日・法定外休日)

第 5条 法定休日および法定外休日は、各個別の契約において定める。

(法定外特別休暇)

第 6条 定年退職後継続雇用した者については、就業規則第21条に定める法定外特別休暇のうち病気休暇については与えない。

(年次有給休暇)

第 7条 会社は採用時から3ヵ月間継続勤務した雇員に対しては、16日の年次有給休暇を与える。 1年間継続勤務し、全労働日の8割以上勤務した雇員に対しては、毎年3月31日を締め切り にして、26日の年次有給休暇を与える。ただし、定年退職後継続雇用した雇員への、年次有 給休暇の付与および実施については、引き続き在籍したものとして扱うこととする。全労働日 の8割以上勤務した者に対しては、毎年3月31日を締め切りにして、勤務形態ごとに次のと おり年次有給休暇を与える。

勤務形態	年次有給休暇日数
フルタイム勤務	26日
週4日勤務	21日

2 パートタイム社員は採用時から6ヵ月間継続勤務した者および1年間継続勤務した者に対して、毎年3月31日を締め切りにして、法令に定める日数に6日を追加した日数の年次有給休暇を付与する。定年退職後継続雇用したパートタイム社員への、年次有給休暇の付与および実施については、引き続き在籍したものとして扱うこととする。全労働日の8割以上勤務した者に対しては、毎年3月31日を締め切りにして、法令に定める日数に6日を追加した日数の年次有給休暇を付与する。

(給与)

第 8条 雇員には別に定める雇員給与規程により、パートタイム社員には別に定めるパートタイム社員給与規程により、給与を支給する。

(退職給与金)

第 9条 雇員には別に定める雇員給与規程により、退職給与金を支給する。パートタイム社員には 、退職給与金は支給しない。

(傷病欠勤・事故欠勤)

- 第10条 雇員・パートタイム社員が就業規則第11条に該当した時の欠勤期間は次のとおりとする。
 - (1) 業務外の傷病による欠勤

1ヵ月

(2) 事故欠勤

1ヵ月

(休職)

第11条 会社と契約期間に定めのある労働契約(以下、「有期労働契約」という。)を締結した雇員・パートタイム社員が、就業規則第40条1項に該当した時は、労働契約が終了するまでを休職とする。

(採用手続)

- 第12条 会社は雇員・パートタイム社員として就業を希望する者から、次に定める書類を提出させて 必要な選考を行い、適当と認めた者を雇入れる。
 - (1) 履歴書。
 - (2) その他会社が必要と認める書類。

(試雇期間)

第13条 雇員・パートタイム社員を採用した場合には、入社後30日以内を試雇期間とする。

(表彰)

第14条 雇員・パートタイム社員が、就業規則第70条の1に該当するときは審査のうえ表彰する。

ただし、第70条(3)の勤続期間の計算は、無期労働契約へ転換した日から、該当年の12月18日までを対象とする。

(無期労働契約への転換)

- 第15条 有期労働契約を締結していた雇員・パートタイム社員は、労働契約法に基づく無期転換権を 行使することができる。
 - (1) 無期労働契約への転換の適用範囲
 - ①会社と有期労働契約の更新を1回以上更新することにより、通算契約期間(試雇期間含む)が5年を超えている雇員およびパートタイム社員に適用する。
 - ②通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。 ただし、会社との間に有期労働契約が締結されていない期間が連続して6ヵ月以上ある場合、その期間以前の契約期間は通算契約期間に含めない。
 - (2) 無期転換の手続き
 - ①対象となる雇員・パートタイム社員で、無期労働契約への転換を希望する場合は、会社と現に締結している有期労働契約の期間満了日の1ヵ月前までに、様式1「無期労働契約転換申込書」により会社に申込みを行うものとし、申込みの開始は平成30年4月1日とする。
 - ②会社は、様式2「無期労働契約転換申込受理通知書」を交付し、現に締結している有期労働契約の期間満了の日の翌日から、会社は当該申込みを承諾したものとみなす。
 - (3) 労働条件

申込み手続きに従い、無期労働契約へ転換した雇員・パートタイム社員の労働条件(契約期間を除く)は、無期労働契約に基づくものとする。